

競争的資金等の使用に関する行動規範

国立大学法人東京農工大学

本学における公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的資金等という。」）を適正かつ円滑に執行するための基本方針

【競争的資金等の不正防止 3 原則】

本学の役職員は、本学構成員としての誇りを持ち、本学憲章に掲げる使命を自覚し、法令及び会計規則等を遵守するとともに、特に、次の各号に定める事項を銘記し清廉に活動しなければならない。

[東京農工大学研究者等の倫理に関するガイドライン（抜粋）]

- 1 競争的資金等の不正使用は行わない
- 2 競争的資金等の不正使用に荷担しない
- 3 競争的資金等の不正使用をさせない